

三 彼らにせらば此の次第でありませぬ

如何にも思ふに此の次第は必ずしも此の場を維持して行くことは出来ませぬので
して後の大十五人の方々には先づ退職して頂くことになつた次第でありまし
て甚だ申上げ兼ねることではあります。永年のお互ひの情誼を思ひ又皆さんの御家族のことな
どを考へますと何れもつらい次第でございませぬが此際の実情にむき得ない真と
申す承知のたいの無きあります。

四 しかし今後欠負補完の措置する場合も自ら来りませぬから今際は何は望んで
諸君の内から先に降つて頂きたいと思つて居ります。幸ひ一時でも心の働き口へ
志願されませう。本場合の為めに貴社の推薦状が多少とも役に立つてありま
したらいつでも作らせさせて頂きます。

五 退職年当は全りに少く退却して申上りにくいのであります。本場法できめられ
居ります。日給十四日分は勿論であります。が年に入日分の日給総額を義理年報で
控へしりました。左の点を志として加へることに致しました。出来ませぬはむづとな
人とでもして工面をせぬは申訳ないものであります。本場自体が承知の如く難
儀をさす位であります。何んとしても餘給がないうであります。ようやう姑の
金事だけ納達致し左の次第であります。どうか受取つて頂きたいと思はます。就
きましては七月 日午 時から 時までの間に御印を括つて事務所まで
御送方を飛ぶべく存じます。

六 以上を承けまするにいくら申し上げまして申す可まつかぬ次第で只々すべ
たの事務を新えましては許しを得ますより外ないうであります。
どうか上述の實状をかみ分けて頂きたいと思はます。大畧の概括どうぞ自愛を
切に祈ります。

昭和四年七月十七日

株主会

細井 謙 工場

取締役 甲 謙 通
支配人 太田 柳 太郎

102

存続の工場、整理の松ヤシハ先刻既に御諒察を蒙り
翌日次第テスガ今回貴社に於て是等事トシテ計略ヤ当工場
に働イテ 氣クコト、致レマシテ

勿論尚ホソ平ヤスリ工場、将来ハ大刷新ニ準ル次第ナ
アリマシテ 諸君ハ莫ク一夫、決心ヲ以テ切實ニ奮闘ヲ才
名ヒセババナリマセン。此等ハ是れ共ニ御心ヲ要シマス。其レテ
工場が盛大ニナレバ自然ニ増員スル機会又達カズカテ考リマセウ
カウ其ノ時ハ余自退職シテ 戴イテ 諸君ノ 明及ラ爾ビ工場、